

地方公務員等共済組合法運用方針（昭和三十七年自治甲公第十号）及び地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正（令和四年九月三十日総行福第三百十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（一）地方公務員等共済組合法運用方針

改 正 後	改 正 前
<p>第一章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第二条関係</p> <p>施行令第二条 「略」</p> <p>第一項第二号</p> <p>一 「略」</p> <p>二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。</p> <p>(一)・(二) 「略」</p> <p>(三) 年額百三十万円以上の所得がある者（国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者である場合又は六十歳以上の者である場合にあつては、年額百八十万円以上の所得がある者）</p>	<p>第一章 地方公務員等共済組合法関係</p> <p>第二条関係</p> <p>施行令第二条 「同上」</p> <p>第一項第二号</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 次に掲げる者は、「主として組合員の収入により生計を維持する者」に該当しない。</p> <p>(一)・(二) 「同上」</p> <p>(三) 年額百三十万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下第二条関係において「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は六十歳以上の者であつてその者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては、年額百八十万円以上の所</p>

<p>三〽五 「略」</p> <p>施行令第四条 「略」</p> <p>第一項第五号 「略」</p>	<p>得がある者とする。</p> <p>三〽五 「同上」</p> <p>施行令第四条 「同上」</p> <p>第一項第五号 「同上」</p>
--	--

(二) 地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正（令和四年九月三十日総行福第三百十二号）

改	正	後
<p>附記</p> <p>(一) 〽(十) 「略」</p> <p>(二) 前項の規定による確認の結果、被扶養者の要件を満たしていないことが確認された者については、要件を欠くに至ったときから被扶養者の認定を取り消すこととする。ただし、当該者のうち、六十歳以上の者であつて百三十万円以上百八十万円未満の所得があることが確認された者については、令和五年四月一日に被扶養者の要件を欠くに至ったものとする。</p>	<p>附記</p> <p>(一) 〽(十) 「同上」</p> <p>(二) 前項の規定による確認の結果、被扶養者の要件を満たしていないことが確認された者については、要件を欠くに至ったときから被扶養者の認定を取り消すこととする。ただし、当該者のうち、六十歳以上の者であつて百三十万円以上百八十万円未満の所得があることが確認された者については、令和五年一月一日に被扶養者の要件を欠くに至ったものとする。</p>	<p>改</p> <p>正</p> <p>前</p>

附記

この運用方針の改正は、令和五年四月一日から適用する。ただし、(二)地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正（令和四年九月三十日総行福第三百十二号）の改正は令和五年一月一日から適用する。